

令和 7 年 度

第 3 回 新 城 市 総 合 教 育 会 議
会 議 録

新 城 市 教 育 委 員 会

令和7年度第3回新城市総合教育委員会定例会会議録

1 日 時 2月2日(火) 午後1時56分から午後4時06分まで

2 場 所 新城市市役所本庁舎 4階 会議室4-2、4-3

3 出席委員

下江洋行市長 安形博教育長 伊藤雅朗教育長職務代理者 夏目みゆき教育委員
青山芳子教育委員 原田真弓教育委員 鈴木志保委員 夏目真治教育委員

4 説明のため出席した職員

原田教育部長 加藤企画部長 権田企画調整課長
大藏教育総務課長 安井学校教育課長 山崎学校教育課参事

5 書 記

上野教育総務課総務係長

6 議事日程

1 開 会

2 市長あいさつ

3 協議事項

(1) 熱中症特別対策について

(2) 新城市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について

(3) その他

4 閉 会

○職務代理者

皆様には本日大変お忙しい中ご出席いただき、誠にありがとうございます。

それでは定刻になりましたので、ただいまから令和7年度第3回教育総合教育会議をはじめます。新城市総合教育会議運営細則の第2条第1項に従いまして、教育長職務代理者が司会を行うことになっておりますので、私が会議の進行役を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、会議の開催にあたりまして、下江市長より開会のご挨拶をいただきます。

よろしくお願いいたします。

○市長

皆さんこんにちは。

第3回目の総合教育会議、大変お忙しい中、ありがとうございます。

新聞報道等にもありますけれども、雨がほとんど、11月ぐらいから降っていないそうです。深刻な水不足でございます。今、宇連ダムが6%ぐらい。もちろんこの豊川水系もそうですけれども、佐久間ダム、天竜川水系も節水して。この水不足はどうも全国的な、一部そうじゃない地域もあるかもしれませんが、そういう傾向のようでございます。

昨日はですね、寒狭川上流の広見ヤナ、アマゴ釣り大会、恒例の2月の初めにですね、開催しておりますが、行って参りました。川の状況をずっと見ながらですね、走っていきますと、長楽の頭首工のところから下流はですね、ほとんどもう水が少ししか流れていないという状況でして、そこで、取水して大野頭首工上流まで導水路で通水してということで、今はダムの水ではなく、寒狭川の水源より、この下流域、水の受益を受けているという状況であるということが川を見てよくわかりました。

これだけ流量が減りますと、川に注ぐ水の量も減りますので、生産とか、それから水産資源に影響してくることも想像できますし、また春先にはですね、天然のアユを初めとする魚が遡上してくる時期が3月ぐらいから始まって、そうした時期に水産資源も影響してくるのかなってということまで心配をしております。

そして、農業も、田植え始まるのは4月中旬ぐらいなんですかね。本格的に水需要が出て参りますので、この、水不足、本当に深刻に受けとめております。雨乞いをするしかありませんので、とにかくできることは節水しかありませんので、そのご協力を呼びかけているところであります。

一方でですね、インフルエンザが沈静化したと思ったらまた今、学校で学級閉鎖が出ているということ聞いております。どうか皆さん、十分ご注意いただきたいなと思います。

そしてもう1つですね、黄柳野高校の学習報告会が1月31日に、新城文化会館で開催されました、教育長と一緒に行ってきました。それぞれのスポーツや、また農業活動しておりますので、そしてエンタメ、芸術、それからグレートアースと称し、自然体験というような、いろんな分野の報告を、生徒さんならではのですね、本当に独自性に基づく取り組みについて、報告をしていただきました。

そして、1年生と2年生の生徒さんお1人お1人が、1人ずつ「聞いてください私の話」というスピーチをされました。中学校、それから高校1年生のときに、不登校になった。自

分が今こうして、学校でやる気を持って取り組んでいくことができたことについて、発表しました。そして、中学校のときのスクールソーシャルワーカーの先生が遠方から来ていただいて、手紙をいただいたり、大変心温まるお話が聞ける機会に感動しました。そんな機会がこの週末にはありまして、教育長と一緒に参加させていただきました。

本日はですね、協議事項3点。大きなものとして、1と2の、協議事項についてということであろうかと思えますけれども、皆様から忌憚のないご意見を賜りますことができますようお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○職務代理者

それでは早速、議事の進行に移りたいと思います。

協議事項(1)、熱中症特別対策について、教育長、説明をお願いします。

○教育長

よろしくお願いいたします。

子どもの命に関わるとても重いテーマになります。慎重な協議をお願いします。

まず、東日本大震災、石巻市立大川小学校、亡くなった児童が74名、そして、亡くなった教職員が10名、計84名の尊い命がなくなりました。

新城で考えたとき、津波はまず、考えなくてよいかと思いますが、地震、あるいは日常的に交通事故、そしてもう1つ、心配されるのが熱中症です。

近年の暑さ、大人でも耐え難いものがありますが、小学校低学年、特に年齢が下がるに従って、熱中症になりやすい、暑さの影響を受けやすい、そんなことが心配されています。そこで、来年度に向けて、熱中症特別対策、というものを考えてみました。

1月に教育委員会で、あるいは校長会議、市の部長会議でも提案をしました。今日、それらの提案をまとめて、新たな部分を作成しましたので、その要綱に基づいて説明します。

その前に、今の熱中症対策がどうなっているかを説明します。

熱中症警戒アラート、これは愛知県の観測所、幾つかの地点で暑さ指数3.3になる場合に発令されます。ちなみに2025年は、6月に1回、7月17回、8月13回、9月10回、計51回、熱中症警戒アラートが発令されています。

もう1つは、これは今まで多分全国47都道府県で発令されたことがないと思いますが、熱中症特別警戒アラートと言われるものです。国、県の通知によると、熱中症特別警戒アラートは、暑さ指数3.5に達する場合。それも愛知県で言うと、稲武を含めて11の観測所すべてで3.5以上になる場合、おそらく小中高、すべて休校にするというものです。

しかし、稲武で暑さ指数3.5に達するというのは、そのときの湿度や、あるいは風、あるいは照り返しと、幾つか要因がありますので、難しいですが、おそらく気温は38、39度。標高600メートル以上ありますから、平地では42、43度。新城で42度になったときには、愛知県に特別警戒アラートが出るから休校にします。そういうことです。

この制度自体は正しいと思いますが、子どもの命はこれでは守ることはできないと考えて、新城市独自に特別対策というものを考えてみました。提案資料の1ページ目、四角の中、読み上げます。

熱中症特別対策。前日 17 時に発表される、翌日の新城市の暑さ指数 WBGT の予測値が 34 以上に達すると見込まれ、児童生徒の登下校及び学校生活における安全確保が困難と判断される場合は、臨時休校とする。ただし書きとして、前日の午前中に、学校から tetoru で、保護者に翌日臨時休校となる可能性があることを連絡する。

これは気温と、前日、あるいはその前の日、あるいは気象予報等を市教委で判断して、可能性が高いのではないかというときには、保護者にあらかじめ流す。

そして、最終判断です。前日 18 時まで。

これは環境省が 17 時、新城の観測地点で、17 時に発表されるものですから、それを受けて、18 時までに学校から tetoru で、保護者に翌日臨時休校となることを連絡する。または翌日臨時休校にはならないことを連絡する。つまり、午前中の連絡では、おそらく休校になる。でも、実際には 34 に到達しないだろうと発表された場合は、休校にはならない。そういう内容のものです。これが 1 番目の提案です。

次のページご覧ください。最も心配されるのは、一番の 2 つ目に書いてある登下校時です。登下校時は学校管理外ということ。大人の目が届かないということ。そしてアスファルトからの照り返し、あるいは日向が非常に多いということ。ということすべてを含め、迅速な対応が困難であるということが一番心配される要因となります。

そして、暑さ指数 34 以上が、熱中症の危険が極めて高い状態である。特に、児童生徒の登下校時には、アスファルトからの照り返しや周囲の熱の影響により、実際の体感温度がさらに高くなる、まだ子どもは体温調節機能が未熟であることから、本市では、安全を最優先に考え、暑さ指数 34 以上が予測される場合は、臨時休校とする。

そして、ここにきちっと示してないんですけども。1 つ諮っていただきたいのが、新城において翌日の朝の指数が 34 という数字。妥当なものかどうかということについて、ご意見をいただければと思います。

そして、予測値に変化が生じたとき、例えば、前日 17 時に暑さ指数 34 以上。当日朝の 5 時に、暑さ指数 33 以下の場合、これは前日に休校すると発表しますから、下がった場合でも、休校にしようと考えています。

続いて前日 17 時に、暑さ指数 33 以下。当日の朝の 5 時に暑さ指数 34 以上の場合、これは極めて連絡等が難しくなるため、臨時休校とはしないというのが原案です。ただし、当日の朝、メール配信で特別に注意喚起を行うということです。

最終ページ、4 ページに移ります。

課題を、続きになります。

1 つ目。給食提供において、食品ロスを極力少なくする。今、学校給食課が話しているのは、例えば、7 月はパン、麺をやめ、ご飯にする。ご飯だと前日の対応が可能ということ聞いております。これを 7 月の給食にしていくということで、調整をしていきたいと思います。

2 つ目。児童クラブを開設する。どういうことかということ、熱中症特別対策が発令されたときに、児童生徒は基本、自宅に待機、家庭学習となりますが、家庭によっては保護者が家にいない、特に小学校低学年あるいは特別支援学級に在籍する児童生徒を見守ることができない、そんな状況も考えられますので、これから細かいこととなりますが、最終的には保護

者が学校まで送迎してくだされば、学校で8時半から3時まで、そして、3時以降は児童クラブでお預かりするという対応を考えています。その時に児童クラブを開設すると書いてありますが、今後、関係課に連絡をして、調整を図っていく。

数年前にコロナのとき、同じことをしました。学校に職員が勤めていますので、児童が来た場合、子どもは、授業は受けませんが、本を読んだりとか、あるいはタブレットで学習したりとか、そういうことは教室でできる、冷房の効いた部屋でできる。家では難しいといった場合に、子どもをお預かりするというかたちになります。

3つ目、作手小学校と作手中学校については、熱中症特別対策を適用せず、学校で暑さ指数を計測し、34以上の場合、下校時には、スクールバス利用か保護者送迎等により、子どもの安全を確保する。

私も作手小学校に勤務した経験があります。当時、暑さ指数を測りましたが、31ぐらいまでに収まっています。気温で言うと34度ぐらい。可能性はゼロではありませんが、暑さ指数34というのは、作手では起こりにくい。基本的に適用しないと考えています。

夏季における下校時の熱中症対策ということで、この特別対策が発令される日以外、6月下旬から9月上旬までは、暑い日が続きます。ですので、子どもの体を守るために、ネッククーラー、非常に効果的であると聞いています。朝、ネッククーラーを凍らせて持ってきて、学校にいる間に溶けてしまいますので、来年度、地域自治区の予算で4校ぐらい、冷凍庫を購入して、ネッククーラーを凍結させて、なるべく冷却という状況で、子どもたちに渡すことを考えています。ただ、19校、様々な状況であるので、学校の状況に応じて考えていくつもりですが、学校によって対応がまちまちということがあると思います。今の段階では、令和8年度の様子を見て、令和9年度には、よりよい対策ができるようにということ考えています。

今後の進め方は、その下書いてある通りです。本会議で、もし方向性が定まらないようなことがあったら、2月19日に行われる定例教育委員会会議でも練り直し、そして、4月以降につなげていくということにしたいと思います。

以上、提案させていただきます。

○職務代理者

それでは、まず1点。先ほど教育長から出ました「暑さ指数34以上」という数字である34が妥当かどうか。まず34っていうのが気温ではなくて、いろんな湿度も関係すると思うんですが、具体的にどのような状況なのか、教えてください。

○教育長

湿度の影響がかなりありますが、暑さ指数34というと、大体、気温では36、37度です。ただ気象条件によっては、それよりも温度が低くても、暑さ指数34に達することもあります。それを伺っても、多数達しないものもありますので、大体目安になります。

気温36、37度で暑さ指数34ぐらいになります。

○職務代理者

気温36、37度くらいということですが、いかがでしょうか。

○教育委員

質問です。体育の授業、運動場でできない、またやらない、外でも校庭での遊びなども中止しているというのも、決められているとは思いますが、それは何度になったら、この数字だっていうふうに考えを教えてください。

○教育長

原則運動禁止は暑さ指数3.1です。

○教育委員

運動とは限らないかもしれませんが、ランドセルを背負い、長距離を歩く、日陰もないところをと考えると、そのようなところを判断をする数字としてはどうなのかなあと思うんですけど、そこは、なぜ3.3かなというの。

○教育委員

暑さ指数3.4というのは、教育長が説明してくれたとおりですね。指数3.4のときは、どのくらいあったかはわかりますか。それを教えていただきたいです。

○教育長

去年の夏季における暑さ指数、新城市すべて調べました。最高で3.3.1。8月2日に記録されていたと思います。それ以外は3.3以上がありませんでした。

けれども、愛知県に熱中症警戒アラートが発令されたのは5.1日ですので、多分、名古屋の方は、3.3に到達するだろうということを出したということが考えられます。

名古屋の記録も調べました。名古屋で暑さ指数3.3に到達した日は、3日間ありました。熱中症警戒アラートは注意喚起ですので、実際の暑さ指数よりも、低いところ出ているという状況であります。

さらに環境省に問い合わせをしたら、今までは、その予測値は記録に残さないことにしていたそうです。ただ、要求があるので、来年度以降は、暑さ指数の予測値を記録として残すことを今検討している。4月下旬に環境省から発表があるということを聞いています。そのような答えになります。

○教育委員

何日かはわからないということ。

○教育長

そうですね、すみません。

もう1つ言うと、もし、暑さ指数、例えば、3.1で原則運動禁止ですので、3.1にすると、おそらく、7月については、半数の日は、休校にせざるをえないと思います。新城で翌日の暑さ指数3.3に達するとなれば、日数はかなり減ると思います。そんな状況です。

去年で言ったら、熱中症警戒アラートが発令された日に、学校に授業があった日、その合計は15日です。

○職務代理者

3.4で良いか悪いかという基準についてご意見がなかなか出ないところなんですけど、熱中症警戒アラートはすべての観測地で、稲武も含めて、それが暑さ指数が3.3になったときに出るわけですね。

○教育長

それは熱中症特別警戒アラートです。暑さ指数、熱中症警戒アラート自体は、多くの時点で、33に到達するだろうというときにされます。

○職務代理者

暑さ指数34、新城の、という前提からすると、33がすでに出ていますので、34、さらにアスファルトの照り返し、そういうものを考える、34かなあというような、感じかもしれませんが、いかがですか。

○教育委員

今細かい指数、数字について、意見が出されてるところなんですけれども、33、34と言ってもちょっと今、遠くないという感じではあります。

一番大切なことは、やはり、あくまでもそれは目安ということで、教育長のご提案がありました。これを基本にしまして、学校の現場にいる。職員が子どもの命を守るために、その数字はあくまでも目安で、その現場で今どういう状況かということ把握して、その都度判断しますということが大事だと思います。

体育館で運動していればその指数よりもっと高く、数値が上がっていくと思いますし、やはり通学路で照り返しを受けるというのは、低学年の方にも、さらに危険が伴う。

やっぱりそういう、ただ単に数字だけでは、回答が出ないこともたくさんあると思いますので、とりあえずは、教育長のご提案の1つの目安としまして取り組んでいくことが大切だと思います。

○職務代理者

教育委員さんはこの34という数字はここに明記していいんですね。

○教育委員

一応数字は明記したほうがいいと思うんですけれども、それにこだわり続けるというのではなくて、その現場の状況によって、ひょっとしたらその数字とはちょっと違う判断になることもあり得るということを明記するのでもいいのかなと思います。

○職務代理者

この数字によって、学校、保護者が休校であるかどうかを知る基準となります。統一をする。そういう意味でここに掲げてあると今、理解をしているんですが、いかがですか。

○教育委員

委員さんのお話もありますが、具体的な指数はあった方がいいと思います。暑さ指数33、34が警戒アラートの数字、特別警戒アラートが指数35。指数33は結構あるのかもしれませんが。作手地区を除いて市内全体ということでいくなら、指数34で休校は妥当ではないかと思います。

○教育委員

以前から子どもたちの熱中症対策の早急な対応をお願いしますということで、続けてきていたので、動いていただけることを少し安心をしているんですが、まず、熱中症警戒アラート33。なぜアラートを出すかっていうと、人間が耐えうる暑さを超えますよというお知らせというわけなんです、小学校以下の子どもが耐えられる熱中症暑さ指数は31がやっぱり

限界だと言われている。その照り返しのこととか湿度のことを含めると、31って、おそらく新城も今、小中学校では31を超えると外で体育の授業はやりませんとなってるかと思います。

31を超えました、体育の授業は外でやりませんっていうのを、おそらく各学校で計測をしているかと思います。この34っていう数字、具体的な数字を示すこと自体は、保護者としては、やはりある一定の決まりがあってくれば、例えば暴風警報が出たら休校ですみたいな感じで、ありがたいお知らせにはなりますので、34っていう数字がちょっとね、目安になるのはいいと思いますし、実際に34という数字は適当だと思うんです。

1つ心配なのが、気象庁、環境省が出す、熱中症警戒アラートの指数ですね、新城の計測場所って、富沢字広瀬なんですよ。畑の中なんですよ。実際に、天気予報をテレビやラジオで見てのと、今ちょうど、スマートフォンとかパソコンでも、新城消防防災センターについている百葉機器の数字を見比べてみると、気温が超えてるんですよ。そうすると、ちょっとその辺が心配だなと。この34とか33っていう数字を設定することは、いいと思うんですけど、新城やっぱり広いので、作手、鳳来地区それぞれあって、一概に気象庁が出している、気象協会が出している数字だけで判断するのはちょっと怖いっていう気持ちがあります。

○職務代理者

新城の暑さ指数の基準をまず決めるということ。これについては、皆さんよろしいですか。

次に33か34。そこは非常に微妙なところで、なかなか判断が苦しいところだと思います。

○教育長

今、委員がおっしゃったのは、新城の示す予測値というのは、我々が感じる体感温度よりも低いと思うか、高いと思う、どちらになりますか。

○教育委員

高いと思います。

○教育長

実際には例えば、34となった場合には、かなり、心配な状況ということなんですか。

○教育委員

去年も、多分、統計を見てみると、平均よりも2.3度程、新城の気温が平年より高い日が続いているんですよ。なので、例えば、天気予報で発表されている基本プラス1～2度だと思った方がいいと思います。それが101.5メートルの高さの百葉箱での気温なので、地面に近い子どもたちはもっと暑い。体感だと思って。

○教育長

本当の安全確保には34よりも、33がいいということでしょうか。

○教育委員

そういうことです。

○教育長

だから本当を言えば、もう7月8月許されれば、2ヶ月ぐらいは、諸外国と一緒に、夏季

休校、そのぐらいの問題だと思います。

○教育委員

すごく現実的じゃないような話をしても仕方がないと思うので、実際にはこの33、34というのが妥当かなという話になる。そこで決めておいた上での、どうしたら安全に登下校ができるかっていうことに、そちらの方の対策を検討するっていうことが必要なのかと思うんです。そうすると、学校のすぐ近くの子、走っても5分で行けるっていう状況の方はいいにしても、延々、千郷地域だと、臼子からだとか、山、片山地区、それから、豊島の方。バス通学の子でも、バス停に行くまでの距離がある。東郷東だと横川や出沢など。登下校をどうやったら守れるかっていうことに、注力を注いで、どうしたら登下校が安全にできるかっていうふうに考えていくのが、必要なのではないかと思います。

もちろん、休校の措置をとらなければならない数字というのは、きっちり決めておいて、そこは休校にしますということで定めておいた上での、もうそれが1度、1数値が少なくても、学校に行くわけですから、その対策がなかったりするわけでしょう。そうすると、もうそこで「安全である」っていうことを第一に考えなければいけないということで、毎回いろんな意見は出ているかと思いますが、実際にそのところに、どうしたらいいか、学校の対応とそれから、市としても、どのような対策がとれるかっていうところも、提供されたらいいのかなとは思いますが。

結論を急いではいけませんけれど、ちょっとそこは、私たちが体感するってというのはどのように思った、ちょっと想像はできるって決めておいて、安全な対策をぜひ考えていきたいと思っています。

○職務代理者

確認です。ここで熱中症特別対策という文言があるところの、例えば、34の33以上に達すると見込まれ、児童生徒の登下及び学校生活における安全確保が困難と判断される場合は臨時休校、そういうイメージですか。

○教育委員

これはそれでいいと思います。

○教育長

委員が言われるのは、休校時以外のときの登下校の安全確保をどうすべきかということですね。その一案がネッククーラーと、そういうことですね。

○教育委員

そうですね。そこを教育委員会としてきっちり決めていけば、休校ってというのは、それこそ何回もあるものではないかと思うので、こういう対策をとられている、が、っていうところで、あとのところの登下校、休校に匹敵するぐらい暑く感じるときだってあるわけですし、実際にそこが安全でなかったら、多くの場合、休校にはならないのですから、そこをきっちりと押さえていかなければいけないのかなと。

何度こう考えてみても、そこが大事なんではないかと思いましたが、これはこれで押さえておいて、実際に皆さんにも発出するということで、進めていけたらと思います。

○職務代理者

さっき言った基準というのは、委員はどれだけの数値をお考えですか。

○教育委員

数値は33。でも、たくさん出てしまいますよって言われたので、でも、7月8月のところで出てしまうことになる多分、夏休み前を見て、それから夏休み中、9月も出てしまうのも、これがとても怖いんですけれど。

でも、休校になった場合に、その対応の仕方っていうのがあって、それこそオンライン授業みたいなのを体験しているので、そういうものも取り入れながら、授業日とすることができないのか。もっとこう、時間の組み方というところで、休校なら休校でいいのかもしれないけど、もしその登下校が安全にできる取り組みが、ちゃんと体制が整ったのなら、休校日を減らしつつ、時間をどんなふうに学校の中で組んでいって、授業数、時間数っていうのを作る。例えばですけど、できないのかもしれませんが、40分の授業を30分ずつのコマ割りして、時間数1時間ととって、国語の時間を毎日とれるように、算数を毎日とれるようにとか、そのような時間割6時間制にしながら30分ずつの授業を上げて、何とか時間ができないとか。妄想みたいですみませんけれど、そのようなとり方をしながら、授業数を担保するとかっていうやり方で乗り越えていくことができないのか。夏季限定で、この6月から9月までの間に、Sバスをフル回転とか、学校にスクールバスを使って、観光バスってわけじゃないですけど、市のそれなりのバスがあると思うので、そういうものもまわしながら、ドアトゥードアとはいきませんが、多くの子どもたちをピックアップしながら、学校まで通学する。そんなような体制がとれないだろうか。

やり方を考えれば、何とか登下校が保障されるっていうようなこともできないのかなあとは思いますが、運転手の問題やら、その他の問題やら考えると、現実的にやれる方法ということで、何か検討の余地はないのかなっていうふうにして考えます。子どもたちの授業の質の担保っていうことも考えて、そんなふうに考えています。

○教育委員

今、委員が言われた対策というのは、例えば、もう本当にSバスから、場合によっては、登下校のルートを変えとか、いろんな対策が講じ得ると思うんですけど、その34か33っていうその線引きですよ。もともと、教育長がその安全確保っていうことを考えたときに、35っていうのもうすでに危険に入ってからなので、もうここで対策をとったところで、どうしようっていうことをずっとおっしゃられて、さらに子どもの体感は一から2度違うと考えると、33っていう部分もわかるんですけど「安全確保」をいよいよ取らないとっていうことと言うと、34がいわゆる「ここから安全確保」そろそろ取り組まないという線かな。33はどちらかというと整備。「徹底的にこの活動をやめよ」という制限ということを考えると、私は最初に出された34以上で安全確保が、一応、自分としては納得する数字であるかなと理解しました。

その上で、ある話で言われたように、日傘も1つの案だとは思いますが。実際が10から15度ぐらい違うということも聞きますし、夏休みの対策もあると思うんですけど、そこはどちらかというと現場でできる対策をして、保護者の方に付き添ってもらって下校すること

もひとつだと思いますし、あとは工夫でできる、34に定めたところで足りないところをお願いができるんじゃないかなと想像しました。

ただ、ちょっと皆さん言われていた、下校っていうのは本当に、親の目も、先生の手からも離れて、うちの下2年生の娘なんですけど、低学年の子は高学年に「辛い」ってなかなか言えないんですよね。一緒に下校しててもね。そこを考えると、本当に低学年の子の体調とか、下校状況っていうのをしっかり判断して、先生として見極めて、本当にこれ以上できないっていう安全策をとって下校ですって言う対策を取った方がいいんじゃないかなって思いました。

○職務代理者

環境省と気象庁が発表する熱中症警戒アラート33、これは臨時休校の実施を検討する段階。さらに、34では、ここに書いてあるように、休校とする。その間、登下校については十分配慮していくっていう、そういう、ご意見よろしいですか。

○教育委員

私は先ほど教育長が、いっそのこと夏休みをもっと長くしてということで、それが一番いいのではないかなと今改めて思っています。

今この場でいろいろ意見が出てるんですけども、いかに危険な日を避けて登校させるかっていう話なんですけれども、そういうリスクがある日を、もう発想の転換で、それをやめる。もう少し季節のいい、冬休みであるとか、春休みを本当に少なくする。

雪国でしたら今もう大寒波で、命の危機、家に帰るまで子どもたちが、いつ雪が落ちてくるかわからないところを歩いていくんですけど、それは危険だからといってる雪国が、冬休みを長くする。でしたらこちらが、気候がいい、でも夏は暑いところは、夏休みをガッツと長くして、すごく短い冬休みと春休み、いっそのことないぐらいにしても。そうすれば、命の危険にさらされる、あるいは明日学校があるのか、ないのかと親が気をもむ、そういう心配がなくなると思っています。今発想の転換をする一番いいチャンスだと思います。

それからネッククーラーはもちろんいいんですけども、先ほど委員が日傘というお話をされてました。これ私も随分前から日傘がいいという話をさせていただいて、登下校見てました。日傘をさしてみただんですけども、やはりちょっと日傘は日傘でリスクはあるかなという。でしたら、今はかぶっている黄色い帽子、別にあれじゃなくてもいいんじゃないかなと思いつきました。

というのは婦人用の帽子で私たちが今考えているのは、紫外線対策で、ちょっとツバの広いもので、これを被れば日焼け防止で、紫外線指数が何ですかね、大分軽減される。ああいう帽子を被れば日傘を差さなくても、それだけですごくいいでしょう。ということで、そういうことからもう発想転換していく。今、いい機会だと思いますので、もう早めにこれは決断させていただいて、夏休みを長くするという方向に向かうというのが一番賢明ではないかと思いました。

○職務代理者

熱中症対策の指数は33と34。さらに今、夏休み期間を長くするとか、いろいろな対策をしていったらどうかという意見ですが、指数以外に全体的なものを含めて、ご意見いかが

ですか。

○教育委員

前回の教育委員会議の時に、これはもう災害級ということで、休んだ場合、親の判断で休んだ場合、どうなりますかと質問した際に、なかなかシステム上、休みというふうに個人の判断で休みっていうことでっていう答えだったんですけど、一応調べてみたら、東京の多摩市とかは出席扱いになるっていう、欠席扱いしないところもあるみたいで。

実はちょっといろいろ調べたりするんですけど、やっぱり記録に載りますよね、何日休んだかというのが。それがあつ限り、校長先生の判断で公欠にするとか、そのシステムは今後考えなきゃいけないかもしれないんですけど、やっぱりお子さんによっては、なかなか例えば、元気よく学校に行くこと、毎日休まずに行くことということに重きを置く方もみえるかなと思うと、休むということに関しても、もう本当に発想の転換で、扱いをこの際何かもう少し違う方法でおさめる方法がないのかなっていうことは思いました。

前回、それは休んだときにしんどいなって感じられないかってことだったんですけど、やっぱりその「1回も休んでいない」というのは、1つのものとしては、成果ではあるので、それを考えたときに、ちょっと1だとか、数字が入るよりも、対応できるものがあればいいなと思います。

○職務代理者

前日の17時に発表があります。朝5時、次に17時という時間がありますが、この17時でよろしいですか。

○教育長

補足をお願いします。

発表があるのは、17時と、翌朝の5時ですね、ということで、私の認識違いで、翌日の暑さ指数を前日の5時と17時に発表されると思っていたんですけども、最初に発表されるのが17時だそうです。ですので、17時よりも先に、保護者に伝えるというのはなかなか難しいという状況になります。

ですので、前日の夕方、保護者に伝える、これが精一杯だと思う。それを補うために、大体、天気予報でも、2日3日4日、1週間ぐらい先まで最高気温が出ますので、それらをもとに、新城市教委の判断で「休校になる可能性がある」ということを、前日の午前中に保護者に発信する。これが1月の提案と、下線が変わっているところです。

○職務代理者

17時に最終判断をして、そのあとに、保護者に連絡するということですね。

前日の17時に発表を聞いて、市教委が判断する。それを、tetoruで連絡するんですね。

○教育長

もう一度説明をすると。18時までに保護者に通知するんですね、最終判断として。

ですが、前回の教育委員会で、それでは遅いということがありましたので、前日の午前中の段階で「翌日は休校になる可能性がある。追って連絡をします。」ということで、2段階で考えると、保護者の関心も高まり、心の準備もできるといったんですが。その辺りも検討していただければありがたいです。

○職務代理者

午前5時の数値は、次の日の何時ぐらいの数値を言っているか、すごく曖昧な感じがします。だから、なかなか判断できないので、午後5時、つまり17時のこの指数を見て、教育委員会が判断し、連絡をする方が正確な感じがしますが、いかがですか。

○教育長

午前中の5時というのは、当日の朝、指数を発表するということですね。

○教育委員

そうですね。

○教育長

明日の暑さ指数は、現段階で発表されてない。17時にならないと発表されない。そうですね。

○教育委員

はい。

○教育長

最初に発表されるのが前日の17時。でも、その夕方伝えるのでは、なかなか保護者の対応、明日、家に居させなければいけない、昼食を食べさせなければいけない、そういう準備があるので、明日、すごく暑くなりそうなときには、午前中の段階で「休校になる可能性があります。」そういうことを保護者に伝える、そういう意味です。

○職務代理者

その頃、かなり日が長くなっています。午後の段階でも十分間に合いそうですね。

○教育委員

ちょっと確認ですけど、指数34でいいですか。確定ではないですか。

○職務代理者

まだ確定ではありません。もっと検討する必要があるということです。

○教育委員

検討して、いつごろこの基準を出す予定ですか。

○教育長

もしよろしければ、最初申し上げた2月19日の定例教育委員会で、そこで、決定していくってところで、よろしいですか。

○教育委員

はい、わかりました。

○教育委員

この指数以外のことでよろしいですか。

熱中症対策、特に登下校時の、ネッククーラーというのがあると思うんですが、これ市の方で予算をつけていただけるかなというお話なんですけれども、ネッククーラーもいろんな種類のものが、今、量販店に販売されておりまして。値段もピンからキリで、冷たい持ち時間ですとか性能も、本当にバラバラなので、実際には使ってる学校の子どもたちの間でも、安い300円くらいのものもあれば、1,500円ぐらいするものを使ってる子もいるので、

できるなら統一して支給してあげるのが差がなくていいのかなと。

実際、その学校の中で、貧富の差じゃないですけど、家庭によってはこれくらいでいいでしょっていう感じで持たせているご家庭と、高級なものを持たせる家庭があるので、その辺もこの対策にいれていけないのかなって思いました。

○教育委員

委員が言われたことは、1つあると思います。やはりネッククーラーを持ってきて、学校で帰る前にしっかり冷やしておく必要があります。4校ぐらいが対応しているということですが、ネッククーラーを使えるような環境づくりを、どこの学校も同じようにそろえていただければありがたいと思います。

○職務代理者

1日の新城市の暑さ指数の数字は、何時でも測ることができます。

○教育長

測ることはできるんですけども、我々が知るのは、そのだいぶあとですね。

○職務代理者

学校へ登校してきた時に暑さ指数が34、33、あるいはアラートが出たっていうときには、教育委員会は学校に、何か指示をしたりすることはありますか。

○教育長

警戒アラートが出るのが、前日17時ということですので、その段階です。

○職務代理者

暑さ指数は、学校でも、教育委員会もわかりますよね。その時間じゃなくても。わからない？

○教育長

それは、各学校に暑さ指数を計る計測計がありますので、それで見ればその学校の暑さ指数はわかります。

○職務代理者

そのときに、先ほど言った33、34に上がったという時に対応は、すぐ帰すとか、そういうことはできませんか。

○教育長

それはできません。

○職務代理者

エアコンのある部屋に待機ですよ。

○教育長

それもなかなか難しいと思います。つまり、夕方5時になっても6時になっても33でとどまっていたら、つまり外に出せないという状況ですので、その時には、各学校が保護者に連絡をして、引き渡すしかない。それを防ぐために、熱中症特別対策っていうのを提案するということです。

○職務代理者

待機あるいは保護者しか迎えに来てもらえない。市長のマニフェストにあったように、教室、

特別教室、体育館に空調設備を整えていただけると、そこに待機ができ、子どもたちの命を守ることができます。これは要望です。ぜひお願いをしたいと思います。

○教育長

はい。

○職務代理者

他にいかがでしょうか。

○教育委員

要望ということ言えば、先ほどの、登下校の車での安全な送迎はできないかと。ただ、各学校それぞれ人数少なくなっていますので、千郷と新城と東郷東、東郷西ぐらいはちょっとまずは置いておいて、他のところなんかは、自分で歩いてっていう子は今少ないと思うので、すべての子どもたちが、その期間、6月から9月まではすべて登下校は、送迎ができるという、そういう体制をとって、子どもたちはひとりで登下校で歩くことがないっていうようなことができないかと。ていうふうにお話しをすると、千郷の長距離のところのある子どもさんたちにとっても、どこからっていうのはなかなか難しいかと思うんですけど、この範囲の子どもたちには、送迎をすべて行えるという、そういう体制を、期間限定で作ることができないのか。それはまた市の協力で、子どもたちの登下校を送迎できっちり保障するっていうようなものにはならないものかと思うんですけど、いかがでしょうか。

それこそお願いというのがそうになったら、歩かなくてもすむのにな、その危険をおかして歩かなくてもいいのになとつくづく思うんですけども。

○教育委員

新城に暴風警報、出ないじゃないですか。風が吹かないということで台風が来ても。豊橋、豊川は出ても、新城、奥三河は暴風警報出ないです。でも明らかに風雨が激しい日に登校しなければならないときあるじゃないですか。そういうとき、割と千郷とか東郷とか、ほぼ、あの辺りは結構もう親コミュニティーができていて、割とバス停まではまとめて送ってっていうのができてる場所もあるんですよ。台風が接近してるときに、今もうすでにそういう対策ができてるので、この指数をきちんと出して危険ですよっていう、お子さんが安全に学校に登校できるようっていうのを前日に一斉通知することで、親御さんたちはある程度、今もうそういうコミュニティーができています。

逆にお知らせしてあげれば、何も言わないと、大丈夫なのかなって思っちゃうんですけど、台風のとくと同じで、危険な可能性があるので、送迎お願いしますっていう、地域でのご協力お願いしますっていう通知を前日に流してあげれば、対策はできるのかなと思います。

○職務代理者

今、防災無線のことを言っていますか。

○教育委員

いえ、tetoruで。防災無線でももちろん流してもらってもいいと思います。近所の方、見守りの方もあると思う。

○教育長

今まで一般質問でそういうことが出ています。例えば千郷小学校、中学校で言うと、片山、

臼子、徳定。東郷東小学校でいうと、有海、大海。こういった子たちが2キロ以上あって30分40分ぐらいは少なくともかかる。でも、千郷小学校の校長に確認したところ、実はそれ以外にも、たくさん、2キロを超えるところがあるということで、なかなかバスで、すべての児童を集めていくようなことは難しい。

今、委員がおっしゃったような、保護者の協力が得られれば、そういったことも可能性としては、あると思います。ただ、いろいろなことを考えると、例えば送迎中に、人様の子を自分の車に乗せて事故に遭った場合、そういうことも考えなければいけない。それを教育委員会の指示で行ったということになると、教育委員会の方針に問題がある。慎重に動く必要があります。子どもの命を守るというのは簡単なことではないので、あらゆることを考えなければいけないということで、対応が求められると思います。一案としては、とてもいいと思います。

○職務代理者

さきほど、委員の言われた夏休みを伸ばすっていうのは、教育委員会会議で決めることができるので、その辺のところも十分今後検討していく余地があるかなというふうに思いました。

○教育長

ありがとうございます。今のことを、校長会議等を含めて、現場の考えをお聞きしていきたいと思います。

○教育委員

それについてはすいません。児童クラブに、夏休みが増えた場合、児童クラブに通うお子さんができるじゃないですか。ちょっと児童クラブの関係はどうなのだろう。千郷なんかは新しくできましたけれど、それでもいっぱい、とても窮屈な思いをしながら、保護者も使っているようなことを聞くので、その環境が整っていけばいいですけど、そうではなかったなら、その環境を整えるなり、夏休み期間を進めるにも2ヶ月にもしてしまっ、っていうところを考える必要があるんじゃないかと思っております。

○職務代理者

熱中症特別対策は、すごく大切な対策だと思います。この情宣活動としては、広報「ほのか」を活用して、市民全体に発信できれば、学校の保護者だけじゃなくて、これから入学していくお子さんをもつ若い世代の方にも浸透し、理解が深まると思います。

○教育委員

気象庁から出ていたんですが、今年の夏、もっと暑くなります。特に8月の中盤が。

○教育委員

ここにある熱中症特別対策は、登下校に特化した対策だと理解しております。いろいろな意見がたくさん出たので、今後もしっかり話し合っ、方向づけができるといいと思いました。

学校には熱さ指数の計測計があります。教職員が放課とか昼の遊びの時間などにこまめに計り、学校の実態に即した形でしっかり対応していただきたいと思います。そして子どもたちの安全安心な学校生活が送れるためにはどうすればよいかといった意識を高めていってほ

しいものです。

○職務代理者

次に、新城市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について、学校教育課長、お願いします。

○学校教育課長

失礼いたします。よろしくお願いいたします。

資料は5ページから開きます。まず、この計画ですが、資料の7ページにありますように、特別措置法の第8条に基づいて策定しているものです。

また本市の現状についてですが、これまで校務支援システムの導入や、行事の選定、iPadの利用とICTの活用、また進路指導、生徒指導の場合にはやむを得ないんですが、21時以降に学校で指導する際に、事前に管理職に伝えていくなどの、勤務時間の管理も徹底することで、職員の在校時間の管理と縮減に取り組んでいるところです。

こうした取り組みの結果、令和6年度については、資料の7ページにありますように、時間外在校等時間45時間以上の割合が小学校で28.8%、中学校で45.2%になっております。

この数値をもとに、資料の8ページにありますように、中間目標を設けながらではありますが、令和11年までには、時間外在校等時間が45時間以上の割合を0%にするという計画を立てています。

実施する内容ですが、資料の8ページにありますが、ロゴホームやデジタル採点支援システムなどのICTの活用。あと配布物の削減。勤務時間外の電話対応の時間の見直し。あと休日の部活動のあり方。スクールソーシャルワーカーの設置。あとは少人数学級編制推進事業の拡充など、市の助けをいただきながら、時間外の在校時間を減らしていきたいというふうに計画をしております。

なお前回、教育委員会会議で委員からご指摘あった件ですが、学校教育課にも相談窓口がありました。今年度の4月に、チラシを保護者に配布しております。今年度から配布しているものなんですが、このようなものも、今後、配布をしながら、資料の8ページの一番下にありますように、保護者の周知を図って、学校の負担を減らすことができればというふうに考えております。

なお、最後になりますが、実績につきまして、来年度、教育委員会会議や総合教育会議で報告させていただきたいと考えておりますので、ご指導よろしくお願いいたします。

○職務代理者

この実施計画について、ご意見、ご質問をお願いいたします。

○教育委員

すいません。文言の確認を1つだけお願いします。

教育職員っていうのと、教職員っていうのと、教師っていう表示がありますが、それぞれすべて同じということでしょうか。

教職員と教師という表示の仕方があるので、一番初めの計画の趣旨の中には、教育職員となっていますが、次のところには教師という言葉で書かれているところもありますので。

○学校教育課長

はい、すいません。すべて教育職員に統一させていただきます。

○教育委員

学校での在校時間は仕事をしているわけですが、仕事を家に持ち帰っている実態は、どうなっていますか。わかる範囲で教えてください。

○学校教育課長

回答してよろしいでしょうか。

正しいかは把握しておりませんが、そういう実態はあるということで、自己研鑽のものもやっぱりあるので教材研究、自己研鑽、直接授業にかかわらないかもしれないけれど、本を読むとか、そういうこともあるとも聞いておりますのでその区別を、どこまではっきりさせるかっていうところはまた課題ではあるかなと思いますが、持ち帰りがあっては本末転倒だと思いますので、そのようなことがないように、教育委員会として指導していきたいと考えております。

○教育委員

なかなか線引きしにくいということはわかります。教師にとって教材研究することは自分の力量を高めるための研鑽になります。目標にも、45時間、0%にするといっているわけですが、今まででも何らかの形でいろいろなものを削ってきたと思います。さらに削るということは、かなり難しいところがあると感じます。

○教育委員

以前いただいたこの白書の方を見ますと、先生へのお答えじゃないんですけど、実際80%の先生が仕事をもち帰って、さらに当然一番、研究教材から90%ぐらい、メインなんですけど、実際数字を見るとその在校時間を超過しないようにするために持ち帰ったって方が、実際2割ぐらい見えるので、それをあと確かに先生が言われるように、人のできる仕事の量は限界があって、実際、それを超えて勤務されてる方がいっぱい見えるんだって。

今回いただいたこの対応と、それから、以前いただいた白書を見合わせてますと、電話対応っていうのはすごく先生としてありがたかったっていう声がすごくあります。真面目な先生方も、生徒指導がほとんどだって言われるんですね、保護者会も含めて。ただその中で電話対応をさせていただいたこと、してもらったことがもうよかったっていう回答がすごく多いので、それは1つ解決したと思います。

○職務代理者

教師以外が積極的に参画すべき業務に、学校プールの施設設備の管理がございます。実は総務部の資産管理課が主催する「新城市公共施設再配置計画検討委員会」でも協議されていて、「民間プールを活用した水泳指導を積極的に進めたい。」という意向があります。これは教育委員会と市の施策が合致していると思います。

10ページの保護者、地域の理解を促進するため、具体的にどのような周知をしようとしているのか教えてください。

○学校教育課長

まずは、県教委の方からもそのような働きかけがありますので、県のチラシも活用しながら

ら周知をするということが1つ。

もう1つは、来年度からのコミュニティ・スクールも、まずは10校ですが始まります。コミュニティ・スクールなんかも使いながら、地域の、学校運営協議会の中で、助けていただけるもの、助けていただける仲間というものを増やしていけたらと考えております。

○教育委員

随分昔の話で恐縮なんですけれども、20年近く前に市P連の会長というのをしたことがあります。そのときに、おそらく市町村教育長、それから校長先生たちがいらっしゃる場でちょっと意見を言わせていただいたことがありました。

何を言ったかということ、ちょっと先生方忙し過ぎませんか。本来のお仕事というのは、子どもたちに、授業として、教えるということだと思えるんですけれども、余りにも、いろいろな仕事が多すぎて、もう教壇に立ったときに疲れ果てていませんか。職員室の雰囲気はどうですか。校長先生たちが、もういつも苦虫を潰したような感じで、でも忙しくせかせかしていると、教師の先生方もそういうことになるだろうし、結果的には教室に行ったときも、先生が忙し過ぎて疲れた顔で教壇に立って授業をしても生徒たちは面白くない、これ何とかしなきゃいけないかっていうような話をちょっと言わせていただいたんですが、何も変わりませんでした。今いろいろ考えてみますと、やはり一遍にすべてを変えるというのは難しいかもしれないんですが、教育の場ってというのは、紙好きですよ。こういう資料大好きだと思えるんですね。とても必要だとは思えるんですけれども、本当にこれって必要？っていうものは、まだまだあると思えるんです。20年前に比べれば随分、簡略化というか、されたところもあるかと思えるんですけれども、でも、相変わらず例年に倣って、前がこうだったからという感じでばーっと思う切り型でさとしたものを、印刷してコピーして配って回収して、本当にそれって読んでも思ってる？子どもたちどうなの。ですから、まず仕事外をまず少なくする、まず紙を減らすっていうことを、一番わかりやすい手っ取り早いのではないかな、そんな、気がしました。そこでまず負担を減らす。そうすれば本当に教師としての、何かゆとりができて本来の「教える」っていうことに熱量を注ぎ込めると思えます。そのところを、ちょっと思い出してしまいましたけれども、もう一度改めて訴えたいと思います。

○教育委員

私自身は教員の経験はないので、先生の気持ちっていうのは、直接はわかりませんが、私の周りや、自分の子どもの同級生が実際に教育大学とか教育学部に通っている子たちは、就職試験の時期になっていました。話を聞くと、教育実習に行った先で、結局その雑用のようなことをやるのが結構多かったり、もう、周りの先生たち、現役の先生たちを見てると、ブラックすぎる。ブラック企業よりもブラックすぎるっていうことで、教員採用試験を受けずに、例えば尾張の方の私学の小中高校の教員の制度があるので、そこに、私学の方が環境がいいっていうことでそこに。あと学習塾の講師の方が、働く時間とか給料もいいしブラックじゃないということで、教員採用試験を受けないと言っている子が何人かいて、そういう時代になってってしまうと本当に残念だなっていう。やる気のある若手があがってくるところがなくなっちゃうのは残念なので、こういうのをきちんと作ることが大事だと思います。

今、義理の父が、新城市内の小学校で、学校支援員を今年度からやらせていただいているん

ですが、やはり新城は高齢者が多い町なので、そういう方をやっぱり学校にも配置して、用務員さんと別で配置して。先週末、タブレットが新しくなるので1年生から6年生まで、全員分のナンバーを剥がして貼るっていう作業、爪を切ったばかりで短かったからちょっと時間がかかったけど、頑張って貼ってきたっていうのを家に帰って報告してくれたんですけれど。いわゆるその、さっき委員が言われてた、刷らなきゃいけない、綴じなきゃいけない、貼らなきゃいけない作業、どうしても発生してくる場合はそういう支援員さんに頼るっていう、まだ動ける、働ける人がたくさんいる、新城だからできることかなと思います。

○職務代理者

「子どもが輝くまち新城」だけではなく「先生方も輝く新城のまち」になっていくといいですね。

次に、その他に移ります。その他ご意見、ご質問はありますか。

○教育委員

市長さんのマニフェストにあった学校給食に地域有機米の食材を入れ、地産地消率を高めますという、そういう取り組みをされるというのがあったんですが、これ本当に子どもたちの健康のこととか、地元の農家さんのことを考えるとすばらしい取り組みだと思います。

ただちょっと心配になることがいくつかありまして、やっぱり有機栽培っていうのは非常に手間がかかるということで、学校給食って安定した供給ができるので、農家さんたちにとってはいいかもしれないですけども、やっぱり手間がかかる、コストがかかるということは、給食費をまたさらに上がることが容易に考えられますので、値上がりした分は公費で補っていただくっていうそういうお考えかどうかということと、あとはですね、オーガニック食材というのは、非常に聞こえはいいんですけども、要するに虫さんたちがいっぱいいついてということがありまして、今の給食でもそうなんですけど、ちょっとした異物が入っていても、大問題になってしまいます。食べようと思ったら、虫が入ってたってなった子どもたちが、本当に、ちょっとした給食嫌いになっちゃうんじゃないかというぐらいの問題になるんじゃないかという心配があります。ですので、どうしたらいいかというと、学校給食センターの方でそういう害虫がついていないとか、そういうことで、さらに今まで以上に時間を費やして洗わないといけないと、そういう問題が出ると思います。そうするともう少し給食職員さんたちを増やさないといけない。そういう意味もあると思いますので、非常に良い取り組みだと思いますし、もうすでにこういう取り組んで、成功してる例もあるようなんですが、やっぱり費用面のこととか、今申し上げたような問題もありますので、その辺のところ、市長さんにお尋ねしたいと思います。

○職務代理者

もう少し学校給食部分に関していかがですか。

○教育委員

お願いします。委員が言われたみたいに、虫さんが大好きな、いわゆる無農薬であったり、もちろん身体にはいいと思うんですが、農家の娘として育った身として言わせていただければ、新城市内そして東三河の農家さん、栽培日誌を毎日つけて、使った農薬や肥料、全部日誌につけて管理されて出荷されているので、そこまでこだわる必要があるのかなってちょっ

と費用面も安全面も考えると、あと手間ですね、ちょっと、農家で育った身としては、ん？
と思ってしまう。

○教育委員

配られた給食だけを思うと、確かに無農薬や低農薬だといいなと思うんですけど、確かに子どもたちに届くまでに、いろんなプロセスを経てってことを考えると、この教育委員会だけで話せることではなくて、やっぱり私も、子どもを育ててるんで、低農薬、無農薬のものを好きで実際購入したりするんですけど、あっちこっちの教育委員会や市を見ると、大分の方では、自分のところで「ほんまもん農作物」と名前をつけて、実際給食センターで使えるような低農薬のものを作ると。実際それは市の方で認定して、給食に持ってっても安全だっていうラベルを付けるっていう活動があったりとか、ちょっと広いところと言うと本当にもう土づくりがされてる話もあるっていうことなので、実際新城市の人たちでもいっぱいあると思うんですけど、その農作物と、今働いていただいている農家さんたちに、どんなことができるか、安全な給食を届けるためにできることを、案を出していただいて、給食っていうものをもう少し土台から考えていくのも1つじゃないかなと思いました。

○教育委員

オーガニック食材は、人間にとって負荷の少ないものだと思います。先ほど他の委員も言っていましたが、そういったものの受け入れ体制とか、給食センターの設備能力など、どこまで対応ができそうかを、確認しておくことが大事だと思います。給食センターを見たことがないので、1回見てどんな状況かを知りたいところです。

○職務代理者

給食費の単価改正に増加分を公費として市で負担していただけると、本当に保護者も助かると思います。それから、地産地消については、食材の調達ルートはどうか。そして、安心・安全な食材の管理。これについては、市長がマニフェストに掲げた、地産地消率を高めるには不可欠だと思います。

以上、熱中症特別対策、働き方、マニフェストの有機食材を取り入れた地産地消、3つ話し合われたと思いますが、ここで、市長から見解をお伺いいたします。

○市長

委員の皆様ありがとうございます。

まず、熱中症特別対策という数字ですけども。近くに、こういう熱中症特別対策として数字の基準を設けて運用してる自治体はないですね。なのでなかなかこれだという、ベストな答えというのは、皆さんからいろいろ意見が出た通り、考えにくいことになるかもしれませんが、まず、現状の中でですね、少しでもベターな状況を探って実施していけるものか。やっていって、いっぺんにベストなところまではいかないかもしれませんが、それでできる協力は、市として支援する必要があると思っております。

例えば、コロナのときに、児童クラブを運用されてたっていうことも、先ほどお話もありました。ぜひコロナのときの運用から、時間が経っているものですから、そうした対応がですね、現実的に、次、可能なのかどうかということも、検証も必要だと思います。

さらにネッククーラー、4校でしたね。下校時に冷却効果が発揮できるような状態に冷や

して生徒にお渡しできるような、そういう環境を整える学校も、用意できるということでした。実際、各学校の規模、違いますので、どれぐらい導入していくと、予算措置が必要なのかってということもですね、検討する必要があるのかなと思います。ネッククーラーの配布というところまでは、ちょっと、考えられないかもしれませんが、まずは、そういう、これは用意してくれてることに対して、できるだけ、効果的なですね、利用がしていただけるように、環境を整えるっていうことは必要なことだというふうに受けとめました。

それから学校の特別教室、体育館のエアコンの設置につきましては、段階的に進めて参ります。スケジュールにつきましてもですね、また改めて、教育委員の皆さんに案をお示しをして、令和 8 年度はどこまでやるのか。そして次の年で何をやるのかってようなこともですね、含めてお示しして、説明をして、ご意見をいただいた上でですね、可能な方法をとっていききたいというふうに思います。

まず熱中症特別対策につきましては、まずやはり子どもの健康第一、安全第一でありますので、この検討していただきました熱中症特別対策をですね、まず、基準を決めて、導入をして、その中で、今年夏、運用しながらですね、課題も出てこようかと思いますので、まずは、実践していただきたいなと思います。

そして 2 つ目のですね、教育職員の業務量管理・健康確保措置実施計画についてということであります。まずはですね、様々な課題があると思うんですけども。令和 8 年度にはですね、1 年生、2 年生の 30 人以下の学級編制の取り組みを導入しております。まずそうしたことがですね、教師の皆さんが子どもと向き合う時間がしっかり持てて、実際に業務量の管理に繋がるようなですね施策として、導入させていただきます。

そうした取り組みを踏まえてですね、どのような効果が出て、教育効果が上がっていくことが目的ですけども、また教育委員の皆さんから、ご指導や意見を承りたいなというふうに思っております。

業務もなかなか平準化を進めていくことが、課題であるということが書いてありますし、特定の職員に業務が集中するようなケースもあるってということだと思うんですけども。これは市役所も一緒でして、なかなかそれぞれの仕事の分野が違う。ですから、また、その季節ごと、繁忙期があったりとかいろいろあるもんですから、平準化を進めていくことっていうことは必要でありますけど、なかなか難しいっていうのが現実でございます。その辺りも課題共有ができたらありがたいなというふうに思って聞かせていただきました。

次にですね、3 点目、その他のところの給食のことでございます。まず、今考えておりますのは、地元で市内で生産された有機米の導入を段階的に推進していく。実は、2 年前から有機米の生産農家とも、いろいろとヒアリングして状況把握させていただいておりまして、令和 8 年度、新年度に初めて導入していけるように準備を進めていきたいというふうに思っています。といいますのは、有機 J A S 規格という、認定されたいう有機 J A S 規格の認定をいただいたということで、品質についての確認ができておりますし、それから、食味の検査されて、その食味の検査でですね、割とうまみというか、美味しくて、満足度の高い生産されたものであったということも確認しておりますので、次年度の学校給食で市内産の有機米の導入は進めて参ります。

それからどうしても、価格と生産量との兼ね合いになりますので、過度な給食費の負担になるようなことであれば無理ですし、大量に投入することできません。まずは少量でありますけれども、導入をしていきます。

それから、給食費につきましては、令和 8 年度、次年度には、小学校の給食費がですね、国の方針でもありまして、月 5200 円を考えております。ただそれでもですね食材の相当分の値上がりが課題です。それから、中学校につきましては、今申し上げた 1 食 330 円。実際に食材の高騰でプラス 70 円の高騰が見込まれます。今考えてますのは、保護者の負担据え置きで、食材高騰分を市の予算で、次年度 8 年度は賄うということを今考えて、予算措置もして予算査定をしているところでございます。給食費についてはですね、まず、将来的な中学校の給食費をっていうことを今見通しとしてですね、給食費の、負担軽減または無償化っていうところまで踏み込めないわけですがけれども、国の方の政策も含めてですね、小学校と同じ、それから中学校としてやっていくんだっていうところも、情報収集をしっかりとやって、保護者の負担に軽減になるような、ものを考えていきたいなと思ってます。

それから、給食の異物混入についてはですね、本当にあってはならないことでありますので、これについては、例えば、調理に当たっている学校給食センターの現場の調理員の方をはじめとするですね、委託会社の人ともですね、情報共有して、しっかりとそちらの意見も踏まえて、慎重に進めていきたいというふうに思っております。導入ありきではありません。3200 食の調理をするものですから、食材がまとまってないと、どうしても導入が難しいという現実、現状もありますので、まずは、その辺の課題を解決しながら、そして、異物混入は絶対あってはならないわけですから、先進的に取り組んでる自治体の事例を研究させていただいて、給食センターで有機栽培の野菜を導入する場合、どういう取り組みをしてるのかっていうのも、先ほど委員のからヒントいただきましたけれども、そうしたこともしっかり検討して、調査をして、できるところからやるというふうに考えてます。これは多分給食っていうだけではなくてですね、市の農業政策としても、有機農法をやはり定着拡大していくっていうのが、これからの市の施策であるべきだというふうに思ってますので、将来に向けて、農業の方々を支援していく、そういう考え方もあわせた施策としてご理解いただきたいと思います。よろしくお願いします。以上でございます。

○職務代理者

ありがとうございました。

今日予定された議題については以上です。

最後に次回の総合教育会議ですが、令和 8 年 7 月に開催を予定しております。

それでは以上をもちまして、令和 7 年度第 3 回総合教育会議を終わります。

本日は本当にありがとうございました。

閉会 午後 4 時 06 分